

質問第一〇七号

災害時の医療機関の被災状況の把握と復旧・復興のために必要な対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十二月六日

田村 智子

参議院議長 山東 昭子 殿

災害時の医療機関の被災状況の把握と復旧・復興のために必要な対策に関する質問主意書

台風十九号では各地で多くの被害が発生し、医療機関においても例外ではなく水没など深刻な被害が発生している。災害からの速やかな復旧・復興を図るためにも、住民の命を守り、地域生活を送る上で欠かせない医療機関の復旧・復興は欠かせない。そのためにも医療機関に支援が必要であるし、その支援を行うために医療機関の被災状況の把握が重要である。

厚生労働省の医療機関の被害調査では、東京都における浸水被害は一件のみであるが、東京歯科保険医協会は、同会会員のうち水没が二件、床上浸水が二件、床下浸水や一部損壊が四十五件と報告している。この違いは、被災状況の調査対象が病院だけであるためと思われるが、地域の診療所の被災状況の把握が不十分と言わざるを得ない。

また、千葉県では、災害復旧事業の案内が病院等にしか送られていなかったことが明らかとなっているが、被災状況の調査対象を病院に限定していることが一つの要因であることは否めない。

地域住民の健康と命を支えている地域の医療機関が被災後に速やかに復旧・復興することは、地域の日常生活を取り戻す上でも必要不可欠なことであり、その立場から以下質問する。

一 災害時に病院等だけでなく地域の診療所を含めた医療機関が速やかに復旧・復興することは、地域の日常生活を取り戻すために必要なことと考えるが、政府の考えを明らかにされたい。そのためにも、病院だけでなく地域の診療所を含めた全ての医療機関の被災状況を政府として把握すべきと考えるがどうか。

二 被災した医療機関の復旧・復興のために不十分ながら様々な支援策が用意されている。しかし、元々十分に周知されているとは言えない上、被災後は情報を得にくい状況にある。また、災害復旧事業の案内を病院等に行わなかった自治体があったと先に指摘したように、周知の努力も十分とは言えない。地域の診療所にも支援策の案内を行うことや、支援策を自治体のホームページにわかりやすく掲載することを各自治体に指導するなど、いつそうの周知のための努力が求められると思われるがどうか。

右質問する。